

三宅島の噴火警戒レベル判定基準

令和7年3月26日現在

レベル	当該レベルへの引き上げの基準	当該レベルからの 引き下げの基準
【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】		
5	<p>○山頂噴火</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山頂カルデラ縁から概ね 2km を超えて大きな噴石が飛散 ・雄山環状線付近に達する火砕流が発生 ・大量の火山ガスが継続的に放出 <p>○山腹噴火</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地殻変動を伴う浅部の火山性地震や火山性微動の多発が更に進行し、その発生場所を山腹～居住地域に特定 ・火山性地震の多発とともに、山腹～居住地域に地割れ等の顕著な地殻変動 ・山腹～居住地域でマグマ噴火が発生 ・標高 200m 以下の陸域や海岸線付近の浅い海域でマグマ水蒸気噴火が発生 ・居住地域に大きな噴石または火砕流、火砕サージが到達 	該当する現象が観測されなくなった場合に、活動状況を勘案しながら、防災対応の状況も考慮した上で、総合的に判断し、レベル 3～1 に引き下げる。
【居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】		
4	<p>○山頂噴火</p> <ul style="list-style-type: none"> ・噴煙柱が 4,000m 以上に達するような規模の大きなマグマ水蒸気噴火あるいはマグマ噴火が発生し、居住地域に多量の降灰（小さな噴石を含む） ・雄山環状線付近～山頂カルデラ縁から概ね 2km 以内まで頻繁に大きな噴石が飛散 ・山頂カルデラ及びその近傍に影響を及ぼす火砕流が発生 ・噴火活動継続中に、山頂付近の山体膨張を示す明瞭な地殻変動が発生 <p>○山腹噴火</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山頂カルデラ外側～海岸付近において、火山性地震あるいは火山性微動がほぼ連続的に発生し始め、加えて地殻変動が観測された場合 	山頂噴火については、その後も居住地域に重大な災害を及ぼさない噴火にとどまった場合、山腹噴火については、噴火が発生しなかった場合とするものの、防災対応の状況も考慮して判断する。
3	【雄山環状線より居住地域側に影響を及ぼす山頂噴火の可能性】	引き上げ後、噴火しなかつたか、噴火してもその影響が雄山環状線内側に留まつた場合には、更なる活動の高まりがみられないことを確認してからレベル 2 に引き下げる。
	<ul style="list-style-type: none"> ・山頂カルデラ付近の定常的な地震活動とは異なる場所で地震活動の増大 ・山頂カルデラ付近を震源とする火山性連続微動の振幅の増大 ・山頂カルデラ付近の浅部の山体膨張を示す明瞭かつ急激な地殻変動が発生 	
	【雄山環状線より居住地域側に影響を及ぼす山頂噴火が発生】	火山活動が低下したことが観測により裏付けられることに加えて、防災対応の状況も考慮して判断する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・雄山環状線付近～山頂カルデラ縁から概ね 2km 以内まで大きな噴石が飛散 	
【山頂カルデラの活動が高まり、雄山環状線内側に影響を及ぼす山頂噴火の可能性】		
2	<ul style="list-style-type: none"> ・定常的に発生している山頂カルデラ付近の地震の増加（概ね 50 回以上／24 時間） ・山頂カルデラ付近の定常的な地震活動とは異なる場所で火山性地震が数日以上継続 ・火山性微動の多発あるいは連続微動が数日以上継続 <p>・カルデラ底や側壁の顕著な地熱域の拡大や噴気活動の増大</p> <p>・山頂カルデラ内だけに影響する程度の噴火の発生</p>	左記のいずれの現象もみられなくなり元の状態に戻つた、あるいは戻る傾向が明瞭になった段階でレベル 1 に引き下げる。
【雄山環状線内側に影響を及ぼす山頂噴火が発生】		
	<ul style="list-style-type: none"> ・山頂カルデラ縁近傍～雄山環状線内側まで大きな噴石が飛散 	
<ul style="list-style-type: none"> ・各項目のいずれかの項目が観測された場合に当該レベルへ引き上げる。 ・山頂噴火とは、ここでは山頂カルデラ内での噴火のことである。 ・雄山環状線は、山頂カルデラ縁から約 1km に位置する環状道路である。 ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。 ・レベルの引き上げ基準に達しない程度の火山活動の高まりや変化が認められた場合などには、臨時の「火山の状況に関する解説情報」を発表することで、火山の活動状況や警戒事項をお知らせする。 ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後隨時見直しをしていくこととする。 		